

令和7年第2回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 令和7年3月5日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和7年3月4日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1 番 坂本 稔記	2 番 南 雅彦	3 番 山口 欣也
4 番 福田 泰生	5 番 渡邊 昌行	6 番 谷口 和也
7 番 井上 容子	8 番 山路 善己	9 番 前川さおり
10 番 中西 友子	12 番 坪井 信義	13 番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
総務課長 真砂 浩行	統 括 監 中村 元紀	総務防災課長 内山 治久
まちづくり推進課長 中川 泰成	税務住民課長 梅前 宏文	保健福祉課長 見並 智俊
産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 平生 公一	教育事務局長 山下 健一
生活環境室長 山口 成人	病院老健事務局長 竹郷 哲也	地域共生室長 中西扶美代
上下水道課長補佐 中村 修穂	監 査 委 員 大西 栄	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 福井希美枝	同 書 記 若宮 慎朔
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程

第1. 会議録署名議員の指名

6 番 谷口 和也 議員

7 番 井上 容子 議員

第2. 町政一般に関する質問

順 番	質 問 者	質 問 内 容
1	南 雅彦 P2－P17	(1) 玉城町における人口減少の歯止めとなる対策について (2) 玉城町内の下水管の現状について (3) 玉城町における保育所の実情について
2	谷口 和也 P17－P27	(1) 小中学生及び保育園児の課外活動に対する暑さ対策について
3	井上 容子 P27－P39	(1) 社会教育施設の今後について

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

- 議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。
よって、令和7年第2回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
6番 谷口 和也 議員 7番 井上 容子 議員
の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

- 議長（小林 豊） 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

〔2番 南 雅彦 議員登壇〕

《2番 南 雅彦 議員》

- 議長（小林 豊） 初めに、2番 南雅彦議員の質問を許します。
2番 南雅彦議員。
○2番（南 雅彦） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。
まず最初に、玉城町における人口減少の歯止めとなる対策についてです。
近年、日本における人口減少の勢いが止まらない現状が継続しております。玉城町においても例外ではありません。
そこで、国や県、玉城町独自の政策で取り組んでいること、または、これからの計画などあれば町長の考えを伺いたと思います。
○議長（小林 豊） 南雅彦議員の質問に対し、答弁を許します。
辻村町長。
○町長（辻村 修一） 玉城町における人口減少の歯止めとなっている対策についてということで南議員からご質問をいただいたわけですが、まず、南議員が認識をいただいているとおりでございますが、この日本の国、そして地方が大変人口減少社会に突入してきておるということでございますし、2040年には高齢者数がピークを迎えると、こういう状況であります。
50年後になりますと、総人口が今の約7割に減少するということが見込まれておるわ

けでございまして、特に、ご承知のように地方は高齢化が進み、さらに人口減少が避けられないというふうな状況でありますけれども、そんな中にあっても、地域の産業振興や、あるいは少子化対策を進めながら、何とかして持続していくために、町の皆さん、議員の皆さん方と一緒に努力をしているのが今の現状でございます。

国におきましても、少しお聞きをいただいておりますけれども、平成26年にまち・ひと・しごとの創生法、法律ができて、そして、地方自治体が取り組む事業を国においても支援をすると、こういう動きでございます。それは、特に東京への一極集中、地方との格差、これをなくしていこうという考え方もあるわけでありまして、しかし、今の現状は、東京一極集中の流れを変えるというふうなところには至っていないという状況でございます。

お聞きをいただいておりますような消滅可能性自治体というふうな表現があって、危機感をあおるような動きも一部にはありますけれども、やはり人口減少を是正していく、抑制していくというのは、一自治体の努力だけでは解決できる問題ではないというふうに認識をしているわけでありまして、国全体としてこの人口減少問題に今まで以上に重きを置いて、そして少子化対策、あるいは学校教育や子供施策をさらに強化していく、そういうことでなければなりませんし、新しく地方創生に国の力を入れていくと、こういう動きもあるわけでございます。

そうした国づくりといいますか、地方の発展のための施策を早急に進めていかなきゃならんのではないかというふうに思っています。

玉城町が目指しておりますのは、何度もお聞きいただいておりますような、誰もが安心して元気に暮らせる、そして持続して発展をしていくまちづくりでありますから、それに向けて、いろんな課題が山積をしておりますけれども、その課題解決のために努力を引き続きしていくと、こういうことであります。

もう少し具体的に申し上げますと、今年、町制70年を迎えました。ずっと当時の1万1,000から今1万5,000、つい昨日のデータですと少し厳しい状況で、1万5,000を少し割ってきたと、こういう状況でございます。平成27年が人口のピークで、1万5,700でございました。そして、1万5,000を切るというところ、10年の間に毎年70人ずつぐらい減少してきておると、これが玉城町の現状でございます。

出生数を申し上げますと、やはり少子化でありますからこれが課題であるということでもありますし、出生が、玉城町の場合を申し上げますと、ピークのときには年間144人、今、1年間に70人、2分の1以下になってきておるとというのが現状でございます。

また、少子化、高齢化が進んでおるとというのが現状でございまして、いろんなまち・ひと・しごとの戦略を考えて取り組んでおりますけれども、予想より早いスピードで人口減少が進んでおるとというのが現状でございまして。

具体的な町の取組というふうなもののご質問もいただいておりますけれども、これもまち・ひと・しごとの中で、34事業について施策を掲げて実行しておるわけござい

ます。家族でずっと暮らしたくなるまちの実現に向けて、具体的な施策を進めておるわけでございます。何といたしましても、この対策をこれからの玉城町の持続発展のために最重要課題として取り組んでいかなければならんと、こんなふうに認識をしておるわけでございますので、よろしくお願いをいたします。

さらに、具体的な内容等のご質問につきましては、それぞれご質問いただきながらお答えはさせていただきますけれども、人口減少問題をこれからの玉城町の持続発展のために最重要課題として取り組んでいかなければ玉城町の将来はないと、こんなふうに認識をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 町長の答弁、確認いたしました。

やはり人口減少となると町単独では解決できないというふうに、国、やっぱり県・町が協力し合っということで、まち・ひと・しごと34事業に分けて施策をしていくという答弁をいただきました。最重要課題ということも認識をいたしました。

それで、次なんですけれども、玉城町における人口減少の対策として、妊娠、出産、新生児に至るまでの支援について、周知などをどのようにしているか教えてください。

○議長（小林 豊） 地域共生室 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 現在は、町のホームページや広報紙において周知をさせていただいております。また、特に窓口で、妊娠され、母子手帳を発行する際には詳しく説明をさせていただいております。

妊娠から出産、子育て期までの母親の途切れない支援をさせていただいています玉城版ネウボラの取組であるマイ保健師制度の説明であり、たまハグ出産・子育て応援交付金事業の説明、あと、妊婦健診、パパママ教室などをさせていただいています。

出産された後も、新生児視聴覚スクリーニング検査の一部補助であったり、生後二、三週間頃におめでとうコールをさせていただいたり、産婦健診、1か月児健診とか、あと、出生から2か月までの間には赤ちゃん訪問をさせていただいております。乳児相談とかおっぱい相談とか、あと予防接種なども説明をさせていただき、出産された後、また次のお子さんを産んでもいいよと思うぐらいにこちらのほうは説明させていただき、安心して出産ができるようにというので説明をさせていただいております。

今後は、若い世代にはSNSを使った周知を検討していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 担当課のほうから、詳しく説明いただきました。

まず、ご結婚されて、ひょっとしておなかに赤ちゃんがおるんじゃないかというときに、産婦人科なり病院へ行かれてそうだったというときに役場の窓口を訪ねられたら、母子手帳を交付するときにはもういろいろ、そこでいろいろな説明をしていただけるということで、すごくご丁寧に説明いただいたと思います。

最近ですと、やはり日本の方だけじゃなくて、国際結婚とかいうのも玉城町のほうでもあるというふうに聞いておりますもので、やはり言葉が通じなかったりとか、そういうことでも対応できるようなシステムというか、そういうのも導入していただけたらというか、窓口のほうに来て説明を受けたら安心だよということを周知していただければと思います。

次に移ります。

町内の保育所から中学校の子供たちの過ごしやすい環境づくりや支援の在り方について、所見を伺いたいと思います。

ここは保育所と学校では所管が違うので、分けて質問いたしたいと思います。

まず最初に、町内の保育所の園児たちの過ごしやすい環境づくりや支援の在り方について所見を伺いたいということで、アとあります。いじめられている園児やいじめている園児に対して、どのように対応をしているか教えていただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保育所は先ほど言われましたように保健福祉課が所管しておりますので、保育所の件は私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、保育所についてでございますが、こちらについては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というのがまず保育所にはございます。例えば、ゼロ歳児ですと1対3で子供さんを見るとか、1歳児ですと5対1というふうな形で手厚く見せていただくというふうな形になっておりますが、保育所では一人一人に対応できる体制が取られておるというふうに考えておまして、万が一クラスの異変に気づいたときには、保育士のほうがうまく対応させていただくということなのですが、保育所の場合ですと、児童の近くにその保育士の担任というのがおまして、ほとんど子供さんだけであるという時間帯というのが少ないというふうに聞いております。

したがって、いじめというのがなかなか発生しにくい環境ではないのかなというふうには考えておりますが、ただし、他県ではいじめというところに認定されたというふうな事例もあるというふうに聞いております。

玉城町におかれましては、今後そういったことがないということは言い切れないわけですが、実際、保育所のほうでは、日常の保育におきまして保育所・幼稚園危機管理マニュアルというのもございますし、また、保育所運営の手引きというのもございますので、こういった書籍の部分を参考にしながら丁寧に対応することで、このいじめというのをなくしていけるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 先ほど担当課長のほうからの説明で、保育所の園児だけで過ごす時間が少ないのではないかとということと、あと、危機管理マニュアル等を作成されていて、それに沿ってちゃんとしているということを答弁いただきました。

保育所に限っては、確かにそういう、個々で勝手な行動というか、個別の行動という

のがなかなかないと思いますもので、その辺はそういうふうにしていただいているということで、安心して預けられるということで確認をいたしました。

次に、いじめが発生したとき、保育所で保護者への対応ですね。特に保護者とかへの対応はどのようにしているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 先ほど申し上げましたように、いじめというのがなかなか発生しにくい環境下ということではございますが、いじめの前段となる、例えばけんか等のトラブルというのは日常茶飯事、起こるということが考えられております。

こういった場合には保育士のほうが、園児の送迎時に保護者の方が見えますので、その際に双方の保護者、そしてまた保育士も入りながら、報告また説明を行うことによりまして信頼関係を築いておるというところでございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 説明のほう、確認いたしました。

送り迎えのときにやっぱり保護者が見えるということで、そのときに担当の担任の先生と密に話ができるということで、そこら辺の報告というか対応はできるということで認識いたしました。

次に、いじめを未然に防ぐ対策として保育所との関わりを、玉城町はどのような連携や支援をしているということを聞きたいと思います。

○議長（小林 豊） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） いじめを未然に防ぐための対策というところでございますが、やはり保育士のほうがこのいじめ問題に関する実践的な研修というのを受ける必要があるというふうにこちらとしては考えております。

また、心理、医療等の様々な分野から講師を招いたりしまして、そこでいろんなところの見聞を広げていただくというところも必要かなというふうに考えておりますので、今後、今現在はそういったいじめという事象は発生しておりませんが、今後のことを考えますと、こういった研修をきちっと保育士のほうに受講させるということが必要というふうに考えておりますので、そのようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 今の答弁で、今はまだそういういじめとか、そういうのが発生していないけれども、今後、研修なり講師を呼んでそういう教育的なことをしていく、そういう運びであるということを確認いたしました。

次に、学校のほうの、同じ文言にはなるんですけれども、それを聞かせていただきたいと思います。やはり園児と違って学校になると、やっぱり年齢層も高くなるとより高度というか、頭を使ったり陰湿であったりというふうないじめに発展するケースがあると思います。ですので、そちらのほうをちょっと伺っていききたいと思います。

小学校から中学校の児童や生徒たちの過ごしやすい環境や支援の在り方について伺いたいと思います。いじめられている児童や生徒、いじている児童や生徒に対してどのように対応しているのか、聞きたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

まず、保育所じゃなくて小・中学校の場合ですけれども、やはりいずれの学校でもいじめ等があります。そのことは、必ず毎月の報告、またそれごとに報告が上がってきて、それを県にも報告をしているというような状況です。

まず初めに、いじめ防止等に関しては、国のいじめの防止等のための基本的な方針、及び三重県いじめ防止基本方針の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、玉城町いじめ防止基本方針というのを策定しておりまして、それに基づいて、町内の小・中学校ではいじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等で進められているといった具合です。

幾つかの基本方針等にもありますが、いじめに関してはどの子供にも、どの学校においても起こり得るものであること、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識する必要があることを念頭に対応してもらっています。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全をまず確保し、いじめられたとされる児童・生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要であるとの認識で行ってもらっています。

いじめへの対処については、個々の案件で状況等が様々なため、対応については一律に行うというのはふさわしくなく、ケース・バイ・ケースであるというのが現状です。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 教育長のほうから答弁のほうをいただきました。教育長の答弁に納得する答弁だったと思います。

玉城町でもいじめ防止対策マニュアルというふうなものがあつて、危機管理マニュアルもあるということで、密に関係機関で連絡を取り合つてという話も聞かせていただきましたので、このウの未然に防ぐ対策というのはちょっと省かせていただきます。

次に、いじめが発生したときに学校、双方の保護者への対応等はどうしているか。特に、保護者への対応というのはちょっとまだ、もう少し詳しく聞かせていただけたらなと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 学校に関して、そのいじめに関してですけれども、いじめ防止基本方針等にも書かれてあるんですけれども、各学校は、いじめに関しては当然双方の家庭や教育委員会への連絡・相談を行うこと、そして、事案に応じて関係機関などへの

連携が必要であるということは指示しております。

このため、教職員は平素より子供たちの様子を見て、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めていくことが必要であって、また、何よりも学校においては組織的な対応を可能にできるような体制整備を進めるようにしてもらっているといったような具合です。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 詳しく教えていただき、よく分かりました。

組織的な対応が必要であると。それと、あとケース・バイ・ケースでいろいろ、そのときの事案によっていろいろ形が違うということで、その都度の対応が、すごく柔軟な対応が必要であるということも確認できました。

それでは、次に移りたいと思います。

高齢者にとって住みよいまちとして現在行っていることや、これからの課題について伺いたいと思います。

一つ、アとしまして、元気バス停留所の利用状況による見直しや要望の聞き取り調査など、どのようなことをしているのか聞きたいと思います。

○議長（小林 豊） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 先ほどご質問ありました元気バスの件でございますが、玉城町ではご承知のとおり高齢者等を中心とした移動手段というふうな形で、福祉施策の一環でこの元気バスというのを運行させていただいておるところでございます。

現在、元気バスの待合所というのは215か所ということになっておりますが、この利用しやすい状況というふうなところで、随時、区長さんからの要望に基づきましてその待合所というのを追加したり、また変更したりというふうな形で対応させていただいております。

新設に当たって、特に注意点といたしまして、要望があったからといって全てをそのまま通すということではなくて、やはり待合所として、バスの乗降時におきまして安全性がきちっと確保できるかというふうなところはきっちりこちらのほうで、委託しております社協の職員と区長さんと一緒に見ていただいた中で、問題がなければそのような形で新規で設置、また変更させていただいておるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 丁寧な説明、よく分かりました。

やはり元気バスの停留所については、利用している中で、やっぱりどこら辺が多くて、またこっちが便利だなとか、そこにはもう住む人が少なくなったよとかで動くものだと考えています。

それで、区長に待合所のことを伺って、そこで場所の変更とかそういうのもしていた

だいているということで、あと、安全性も確認してその場所を決めるということをやっているということで、これはそのまま続けていただくことが町民の、高齢者のためになるのではないかなと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

次に、一人住まいの高齢者にとって、要望等、聞き取りなどはどういうふうに行っているのかなというところですけども、教えていただけますでしょうか。

○議長（小林 豊） 中西室長。

○地域共生室長（中西扶美代） 現在、各地区の民生委員児童委員には、高齢者、障害者、生活困窮者などの支援が必要な方に身近な相談役として活動を行ってもらっており、支援が必要な方に対しては地域共生室と連携を取り、取り組んでおります。

また、しあわせ委員やサポーターさくらにおいても同じような見守り支援を行ってもらい、何かあれば地域共生室と連携をいただけるようになっております。

あと、健康づくりやフレイルサポーターによるフレイルチェックで各自治区を回ったり、元気バスを利用していただき、福祉会館で開催している介護予防教室やぴんの会に参加していただき、ここでコミュニケーションを取り、不安などの解消をさせていただいております。

また、介護保険事業計画は3年前に更新をしており、その中で、町内の65歳以上の方を対象とした健康状態や生活状況など把握するためのアンケート調査をさせていただいております。その中でも不安事項や要望の把握というのもできていると思っておりますので、それを参考にさせていただき、計画にも取組をさせていただいております。

このような様々な方の協力を得て、介護保険事業計画の基本理念にありますように「育てよう！“玉城の介護力”～みんなで支え合い、安心して元気に暮らせるまち～」を目指して、地域共生室を中心として対応させていただいております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） ただいまの答弁で、手厚い聞き取りとかそういう、65歳以上のアンケートとかしあわせ委員とか、いろんな様々な人が力を結束して、高齢者の方にとってのフォローをしていただいている、要望などを聞き取ってもらっているということで、安心いたしました。

それでは、次に移りたいと思います。

町内の個人事業主や町内企業との関わり方、玉城町として協力していることや予定、計画について伺いたいと思います。

アとしまして、玉城町とのコラボ企画等があれば伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 南議員の質問、町内の事業主さんとの連携について少しお話ししたいと思います。

産業振興課としまして、課題の一つに農業人口の減少ということがありますが、この

課題に地域おこし協力隊という国の人口減少対策事業を活用するということを実施しております。

実績としましては、今までに農業関係の地域おこし協力隊を町内の農家さんの協力・連携の下、4名受け入れています。また、継続して農業関係の地域おこし協力隊を募集しておりまして、県内・県外で開催される新規就農フェア等へ出展した際には、玉城町への移住も含め、新規就農者の受入れをPRしています。

予定や計画からの面で申しますと、総合計画の中では新規就農者数の目標数値を決めておりまして、それを達成するためにも継続して人口減少対策を絡めた新規就農対象を実施していく予定、計画です。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 先ほどの答弁で、地域おこし協力隊と、4名も枠があつてということもいただきました。農業を通じてこちらに移住してもらおうという働きかけもしていただいているということで、安心いたしました。

ただ、農業の支援だけではなくて、やはり移住も考えてもらっているというところがすごくポイントが高いというか、そこはすごくいいことだと思いますので、引き続きそこを切れ目なくやっていっていただけたらと思います。

次に、食品店とコラボ企画で、車で買物客を迎えに行くサービスは可能かどうかというところを伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 食料品店とのコラボ企画というふうなところでのご質問というところではございますが、先ほど元気バスのお話をさせていただいたところではございますが、その関連でということでお話をさせていただくと、この元気バスというので、やはり一番利用される、高齢者の方が特に多いわけですが、利用する理由というか、それが一番多いのが、やはり病院へ通うとか買物に行く、こういったご利用をされる方が一番多いというふうにこちらとしては聞いておりますが、実際のところ、お店とのコラボでということで、福祉バスのような考え方としましてはなかなかそこは難しいんですが、ただ、実際、元気バスの予約を、行きと帰りに予約を入れていただいて使っていただくということは可能ですし、また、高齢者の方が買物に行くのに少し、例えばお米とかそういった重い荷物を一緒に持ってくるのが大変だというふうな場合には、社会福祉協議会の地域福祉事業の中にちょこっと有償ボランティアという制度もございますので、そういった方も活用してもらいながら支援をするというふうな形にはしておりますので、元気バスでもコラボではないんですが買物には行っていただけというふうなこともあるということで、説明のほうだけさせていただきます。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番(南 雅彦) 答弁のほういただきまして、有償ボランティアと玉城バスを併用
というか活用してもらったらより便利になるんじゃないかということをいただきました。

これ、ちなみに、大手スーパーでは買い物行こカーとかそういうのが走っていたりし
て、買いに行くことができない人を迎えに行ってスーパーへ連れてくるというふうな、
そういうふうなサービスもあったり、そういうのもよく見かけたり聞いたりします。

それとあと、隣の町の明和町ですと、明和町の町民バスというのがあります。それが
100円で乗れるということで、誰でも乗れるんですけども、小学生未満は無料という
ことで、これが玉城町による元気バスと似通ったところだと思うんですけども、そこ
に明和町の場合はm o b i というのがあって、民間なんですけれども、30日間で5,000
円と、それで乗り放題というのがありまして、家族2人目からは500円で乗れるという
ことで、それも乗り放題ですね。1か月乗れる。

もし、家族2人目、3人家族なら500円で1か月乗れますので、2人目からは、6,000
円で3人が自由に、自由にというか、時間はありますけれども、1か月間乗り放題とい
うことに、そういうサービスというか機関があるということで聞いています。

それに、回数券プランとかいうのもあって、5回ですと1,400円、8回ですと2,100円、
ワンタイムプランだと1回300円。ただし、6歳以上12歳未満は1回150円でいいですよ
と。幼児はゼロ円ですというのがありまして、これは時間帯もちょっと違ったりして、
お休みのときも違うんですけども。

あと、もう少し変わったのが、チョイソコめいひめという、これはワンボックスカー
みたいな車なんですけれども、これは300円で乗れるということなんですけれども、た
だし、これには制限がありまして、65歳以上の方しか乗れない。その中でも、障害者手
帳所有者と、あと運転経歴証明書所持者、返納された方ですよね。その障害者手帳所持
者と運転経歴証明書所持者は半額の150円で乗れますというふうな、どういうことかと
いいますと、デマンド型の乗合送迎バスということで、利用の予約に応じて指定された
時間や場所へ送迎できると。タクシーとバスの中間的な乗り物として利用されていると
いうことで、あと、これはシステムごと、ディーラーですね。車のディーラーさんに委
託して運行しているという形を取っているようです。

いろんな選択肢があると。例えば、高齢の方ですとチョイソコめいひめというのを利
用していただく。一般、誰でも乗れるバスとかいろいろ選択肢が広がるので、混み合う
ことが少なかったりするのではないかなということもあって、どちらかが休みのときに
こっちを利用しようとかいうことで、切れ目なく利用できるのではないかなという
ところが魅力なんではないかというところで、参考までですけれども紹介をさせていただ
きたいと思います。

次に移りたいと思います。

玉城町に移住・定住してもらえるよう、町内外にどのように発信していけばよいと考
えているか教えていただきたいと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 担当課長のほうからもお答えを私の後させていただきますけれども、やはり私の考え方といたしましては、町内外への発信というのは大変大事だと思っています。

もう一方では、やはり玉城町の住みよさの質をもっともっと充実していくことが大事だなと思っています。現在進めておりますまち・ひと・しごと、これはやはり玉城町で住み続けたい、玉城町へ戻りたい、そういうふうなためにどういう対策を講じていくのかというような具体的な施策を講じておるわけでございますけれども、なかなか首都圏からの移住というのは少のうございます。

現状は、ご承知のように学校の卒業式や入学式で子供たちの名簿を見ましても、以前とは違いまして大変周りのまちから転入なさった方が非常に多い町、もう繰り返していただきますけれども、玉城町誕生のときから世帯数が、当時2,000世帯でありましたけれども、やがて6,000世帯に近づいておるとというのが今の現状でございまして、年間に60件ないし70件の新築がある、若い方が住んでおるとするのは、もう南議員が現状を眺めてもご承知のとおりだと思っていますので。

要は、先般も公共施設で働いておられる方にお聞きしました。ふるさとから離れて、大都市で仕事をしておったと。どこか住む場所がないかなと思って玉城町を検索してみたら、上下水道からいろんな公共施設の冷暖房から非常に進んでおると、こういうふうな話で、玉城町に戻ってきましたというお話もありますし、先ほど冒頭申し上げましたように、やはり若い人たちにここで暮らしていただく、そして、若い人たちのための定住政策を強力に推進していく必要があるのではないかなとを

発信もしながら、そして、大手住宅が玉城町の住みよさを評価していただいておりますけれども、さらに質を高めていくことが大事だと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 私のほうから少し、若干の説明もさせていただきます。

まず、移住対策については、ご承知のとおり一気に移住に結びつくというのは非常にまれでございます。まずは町の魅力であったりとか住まいの生活環境、そして地域の特性、働く場所などを知っていただくこと、これが南議員のおっしゃる発信というところにつながってくるかなと思っています。

まちづくりの推進事業を見ていますと、その人口減少対策、移住・定住対策についての、例えば移住から定住ということじゃなしに、定住を勧めて移住につなげるんだというところであったりとか、それから、お仕事を応援していくんだということで企業誘致を中心にしたり、そういう特産物の生産でもって仕事をつくってお招きをするという方法であったりとか、それからまた、関係人口ですね。自分のまちのことをたくさん

知っていただいて、より深めて最終的に移住につなげていく、こういったようなところを私たちも学んでおるところでございまして、こうした状況の中で、私どもも今まで田丸駅を中心に関係人口、外から入ってくる人たちにまず玉城町のことを知っていただいて、歩いてもらったりとか、イベントを通じてまずなじんでいただくというようなことを増やしたり、興味・関心を深めていくという事業を進めておりますし、里中が今ほど申し上げた地域おこし協力隊の制度ですね。これは特別交付税措置という国の交付税措置がついておりますので、こういう有利なものを活用して、玉城町でしっかりと働いていただいて定住につなげていく。

今現在も地域おこし協力隊の募集をかけておりまして、今2名募集があるところでして、この地域おこし協力隊についても、より定住を促進させようということで、一度お試しの機会をつくっております。来週でしたかね、お試用に一度来ていただいて、ここに住んでいただいたりとか働いていただくんだよということをやりながら、マッチングをより強化していくという対策を今取っているところでございます。

一方で、直接的に都心へ行くということもしておりまして、今年度、6年度ですね。東京、それから名古屋、大阪と3回PRをさせていただいております。これも玉城町単体で行くということではなしに、大都会に行きましても玉城町の知名度はなかなか、それほど強くないという状況もありますので、伊勢志摩というような広域連携の中でお邪魔をさせていただいて、そこで相談会を、移住ガイドブックを作りましたので、それを持って相談をさせてもらって、そこから徐々に玉城町に引き込んでいくというような方策も取らせていただいとるところでして、そういった幾つかの直接的なものであったりとか間接的なもの、これをPRしながら移住・定住対策を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 詳しい説明、よく分かりました。

やっぱりお試しであったりPR、その辺すごく大事ななと思います。魅力をどんどん伝える、玉城町の特性、働く場所で定住につなげるというふうなこともすごく理解できました。

先ほどの地域おこし協力隊とも関連があるということで、玉城町総力でそういう定住に向けての動きがあるということを理解できました。

では、次に移りたいと思います。

玉城町内の下水管の現状について伺いたいと思います。

玉城町内では下水道管の普及率が90%台になっているが、全国的に問題になっている経年劣化による陥没事故などを受けて、住民不安を解消するためにも、町内の下水道の確認をする必要性があるのではと考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） 大変な事故が埼玉県八潮市で発生をした。経年劣化というか、老朽化によるところの陥没ということでございました。

直ちに担当課に命じまして点検をするように指示をいたしました。その担当課のほうの状況を報告いたさせますけれども、まずは日常の道路パトロールにおきましても、そういう異常がないか確認をするように併せて指示しておるところでございます。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 次に、下水道管の強度や使用年数、耐用年数等に、安全性視野から問題ないものが使用されているか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 出納室 真砂会計管理者。

○会計管理者兼上下水道課長（真砂 浩行） 下水道施設の安全性が保たれているかとのことでございますが、当町の下水道整備の概況を申しますと、平成9年度に着手しました施設整備でございまして、整備に用いた設計指針は、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災後に改定された設計指針であります。

一部であります。下水道供用開始後に集中浄化槽から切り替えた団地管路を除き、耐震性を有しております。また、このような団地部分においても施設更新を図っているところでもあります。

施設には耐震性のほか、腐食等も考慮した耐食性に優れたものである必要があります。耐震性については、管路施設の重要度に応じた性能を持っています。重要度が高い施設は幹線管路、マンホールポンプ施設、各地区の浄化センターであります。

耐食性については、腐食のおそれが大きいものとしてマンホールポンプ施設、圧送管吐き出し先のマンホール、管路の段差、落差が大きい箇所、伏せ越しの下流部等々、硫化水素が発生し、腐食しやすい箇所は、腐食対策としてレジンコンクリート製のマンホールを採用するなど対策を講じております。

次に、使用年数についての施設更新ですが、当町では、平成30年度に玉城町下水道ストックマネジメント計画を作成しており、この主な目的は、施設の安全性を確保し、良好な施設状態維持を図る、2つ目に、良好な施設状態を維持することによりライフサイクルコストの低減を図る、3つ目に、適正かつ合理的な施設管理を実施すること、4つ目に、事業費、年の事業費ですね、の削減・平準化を行う等々を具現化するために策定した実施方針に従って、日々の道路巡視や定期的な施設点検を行い、適切な維持管理に努めるとともに、施設の重要度に応じ、適宜対応してまいります。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） とても詳しい説明で納得できました。

耐震性だけではなく、腐食性も考慮されていると。阪神・淡路大震災の後の設計ということで、より厳しい基準のやつをクリアしているというものを使われているということで、納得いたしました。これで安全性が確認できたのかなと思います。

次に移ります。

地震や災害が発生し、下水道が使用できない状況になったとき、対応策としてどのような計画が建てられているのか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 真砂会計管理者。

○会計管理者兼上下水道課長（真砂 浩行） 地震等の災害発生時には、平成30年に策定した業務継続計画、いわゆる下水道BCPに基づき対応してまいります。

下水道施設は、管路のほか多くの機械、電気設備により稼働しております。したがって、被災した管路復旧のほか、電力復旧がなければ排水できません。また、当町の下水道は宮川流域下水道に接続しており、汚水は伊勢市大湊になる宮川浄化センターへ流入いたします。この宮川浄化センターが機能不全に陥った場合において、下水道の使用制限がかかります。ほかに、長時間の電力復旧が見込めない場合においても、電気機械施設のマンホールポンプや浄化施設が稼働しないことから使用制限がかかります。

地震等により管路施設の汚水排除機能が停止し、復旧作業が重複する場合は、緊急処置として国交省の災害時における下水の排除・処理に関する考え方にに基づき、旧玉城浄化センターを簡易処理施設として運用する計画でございます。

この計画は、まず、流末管路である県管理の宮川流域下水道へ接続する管渠手前から汚水をポンプでくみ出し、旧玉城浄化センターへ集めて処理をします。処理方法については、施設内にある2つの汚泥池、一つは沈殿池として汚水の固形物を沈殿させた上、もう一つは沈殿後の水分、上水ですね、だけをポンプでくみ出し、塩素、薬品等で消毒し、外城田川へ放流するという計画でございます。それ以外にも、避難所の仮設トイレのふん尿等の処理も想定しております。

旧玉城浄化センターは、宮川流域下水道へ接続した平成25年度に廃止されておりますが、災害時の仮設汚水処理場や資機材を備蓄できるよう改築してあります。

以上です。

○議長（小林 豊） 建設課 平生課長。

○建設課長（平生 公一） 下水道管を含む地下埋設物の管理につきまして、道路管理者の立場から補足させていただきます。

我々建設課職員が日常的に行う道路パトロールと併せまして、道路面に変異等がないかふだんから巡視のほうをさせていただいております。また、5年に1回の頻度で道路のたわみやひび割れ、これらを詳細に調査し、今後の維持修繕の目安としております。

この調査は、地下埋設物の異常や地下の空洞化と直接関係するものではありませんけれども、その事故の可能性の一つとして、地下埋設物を管理する占有者との情報共有、また協議、必要に応じて、さらなる地下探査について検討材料とさせていただいております。

以上になります。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 詳しい説明、理解できました。

もし地震とか災害で使用できなくなっても、旧玉城浄化センター等につないで、それと消毒などをして流すとか、いろいろな策がなされているということを理解できました。では、次にいきたいと思います。

玉城町における保育所の実情について。

玉城町における保育所の実情について、保育現場と所管課との間には認識の差異があるのではと考えます。まず、玉城町内の正規保育士の人数は足りていると考えているか伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） まず、認識の差異というところにつきましてお答えさせていただきますと、実際、毎月所長会というのがございまして、所管課の私が出られるときは私が出させていただきますし、駄目な場合はほかの職員がというふうなところで、毎月意見交換、また情報共有を図るという意味からもその所長会のほうに出ております。

いろんな諸問題、課題等もございまして、いろんな話合いがその中では行われておりますので、認識の差異はないというふうに考えております。

また、正規職員の定員数につきましては、玉城町の定員という保育士の定員からしますと、実際、不足をしておるというふうな状況であります。

以上です。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 答弁のほう、認識いたしました。

時間のほうが差し迫っていますもので、ちょっとこちらの関係上、簡潔にきたいと思います。

本年度の玉城町における保育所の待機児童ということで、五十何人というふうな数字がありまして、それが昨年度やと二十何人ということで、倍以上になっているということで、やはり地域住民の方からの苦情というよりはもう悲鳴に近い声が僕だけではなく議員の皆さんのLINEにも入ってきているということで、ちょっと率直な意見というかを伝えたいと思います。

町内に家を建てる予定だった、未満児の受入れが無理だったため近隣の市町に家を建てた、一つの業者で3人もいたと。あと、親戚合わせて6人の未満児がいるが、明和町、伊勢市は2人ずつ受け入れてくれたが、玉城町は2人とも受け入れてもらえなかった。玉城町が受け入れてくれなかったのも、会社の通勤途中の津市に受け入れているところを確保できたが、残業の際は祖父に迎えに行ってもらうため、玉城町のボランティア活動ができなくなったなどの意見があります。また、その辺を考慮して、何か対策をお願いいたします。

終わります。

○議長（小林 豊） 答弁もらってよろしいよ。

○2番（南 雅彦） いいですか。

○議長（小林 豊） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保育士の確保、これは正規職員にかかわらず、会計年度任用職員につきましても同様でございますが、こちらの確保というのは所管課といたしましても急務であるというふうに考えております。

今現在、保育士確保のため処遇改善というのを考えておりまして、できるだけ働きやすい環境で魅力のある職場づくりということで考えております。処遇改善により保育士のほうが確保できました暁には、児童の受入れのほうを配置基準に基づきまして行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林 豊） 南議員。

○2番（南 雅彦） 答弁のほう、理解できました。

引き続き、確保のほうをよろしく願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小林 豊） 以上で、南雅彦議員の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩とします。再開は10時12分です。

（午前10時02分 休憩）

（午前10時12分 再開）

○議長（小林 豊） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

〔6番 谷口 和也 議員登壇〕

《6番 谷口 和也 議員》

○議長（小林 豊） 次に、6番 谷口和也議員の質問を許します。

6番 谷口和也議員。

○6番（谷口 和也） 改めまして、おはようございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、昨年9月の議会において私のほうがさせていただいた一般質問、その内容についての検討と、あと、検討された後の結果というものがあればそれをお聞きしたいなというふうに思っております。

まず初めに、ここ数年、皆さんもご承知だと思いますけれども気象変動がひどくなってきた、もう春と秋がなくて、夏と冬だけじゃないかというような状況になっています。また、昨年は10月、11月、通常やと秋なんですけれども、その時期に夏日が来るというような季節になっています。報道によりますと、年々平均気温が上がっていくという状況になっております。

前回の9月の議会において教育長よりも、そういう時期の中でなるべく屋外での活動をやめて、エアコンの利いた教室、体育館で活動をしていただくようにしていますということで答弁をいただきましたけれども、今回ちょっと質問をさせていただく登下校とかプールというのは、必然的に屋外しか行動ができません。その2点については後ほどいろいろお聞かせを願うんですけども、そのほかにも今後、これからさらにまずは暑くなってくるんだろうなという思いで、昨年9月に言っていた対策のほかにも何か特別にこれからはやっていかないといけないんじゃないかというふうに思いますので、何かそういうところで検討されているのがあればまずお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えさせてもらいたいと思います。

今のところ、令和6年9月議会で述べたことから変更等はございません。学校の場合、4月に学校体制が変わりますので、年度当初に環境省と文科省からの学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きに応じた、現場に即した危機管理マニュアルの見直しや改善をお願いしていきたいと思っております。

また、日本水泳連盟が出している屋外プールでの安全目安を遵守して、工夫して学校水泳を行うように、そして、三重県教育委員会からの学校教育活動における熱中症事故の防止に向けた対応についての通知などに沿った対応をするように各学校長に伝えて、それに即してやっていきたいなと思っております。

当然ですが、新たに国または県よりのそういうような熱中症対策の通知等があった場合には、そのあたりを各学校に応じたようにして、熱中症等防止の徹底をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保育所のことについてお答えさせていただきます。

保育所につきましては、玉城町の保育施設における暑さ対策ガイドラインというのを令和6年9月に策定させていただきました。屋外に出る場合、特に保育所の場合ですとお散歩とかプール遊びというふうなところがこれに当たるわけですが、こういった場合に、環境省発表の暑さ指数を測定し、このガイドラインに基づきまして実施の判断を行っておるところでございます。

この暑さ指数とは、体と外気との熱のやり取りに与える影響の大きい気温、湿度、日射・放射、風の要素を基に算出された指標ということで、熱中症リスクを下げるというふうなことから、これらを参考に判断をさせてもらっているという状況でございます。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 保育所のほうも答弁いただきました。体格的にやっぱり保育所の皆さんは小さいので、小学校に比べるとやっぱりそういう、体に対するリスクという

のは多分大きいんだろうなというふうに思います。私も孫がいますので送り迎えをしていますけれども、それでもすごいなというのは、暑い中でも外を走り回っています。親は多分ダウンしていますけれども。そういう意味だと、小さいから逆に元気なのかというのがありますけれども、そういう対策もしっかりしていただいて、元気に過ごしていただけるようにというふうに思います。

先ほど冒頭申しました件について、今度は屋外の状況について少しお聞きしたいと思います。

まず、登下校についてです。これも9月の議会の中でちょっとご質問をさせていただきましたけれども、現在、登下校は保護者の管轄ということで、直接行政から物を支給ということはされておられません。

たまたまうちのお聞きしたところで、何か水で濡らす冷感タオルを支給されているという話がありました。少しちょっと確認をさせていただいたら、どうもそれは、外城田はPTAが支給をしたということらしいんですけれども、私もよく孫と一緒に歩きますけれども、している子を見たことがないんです。それは、今までそれも、そういうのがあることを私も知りませんでした。どうもやっぱり、首にタオルを巻いている子は時々見るんですけれども、冷感タオルというのはほとんど巻いていないようです。

現実的に家に持っているのかどうかというのはよく分かりませんが、そういう状況で、やっぱり首が何か逆に変になるのかな、巻いていると、そういう感覚があるのか、ほとんど巻いていないようにも思います。

9月の議会のときにも一応ちょっとご提案をさせていただいた日傘、教育長の答弁でもそういう冷感グッズというのは使っている方が少ないというふうに言われていました。確かに、日傘を差している方はほぼ女の子です。男子児童は、最近、都会なんかだと男性でも日傘を差して歩いている方が見えますけれども、子供だとやっぱり、まず恥ずかしいとか格好悪いというのが多分あるのかなというふうに思います。

逆に言うと、今ある黄色い傘、それを日傘として置き換えると全員が同じものを持つということになるので、逆にそういう恥ずかしいとか格好悪いというのは消えてくるんじゃないかなというふうに思います。

この4月から、1年生がまた歩き始めます。まだ保育所の間は保護者が全て送り迎えをしますので、基本的にそういう長い時間歩くということはありません。そこから、4月から、まだ4月はいいいんですけれども、6月になってくると蒸し暑くなってきました。そうなってくると、それまで行ったことのないような長時間歩きます。長いところの地区ですと、多分片道で1時間近く、それもほとんど日陰のないところ、田んぼの中の道を1時間歩いて学校に行くという状態になります。かなり、多分体力が失われるんだろうなというふうに思います。

そういうときに日傘、やっぱり遮光というのが一番体にとって体力を奪うのを防ぐという意味合いがあります。皆さん、多分ゴルフなんかされると知っていると思うんです

けれども、ゴルフ用の傘ってかなり遮光があります。上にそういう要素がありますので。そうすると、かなりやっぱり涼しいです。そういう遮光を、同じものを配布するということを要望させていただきましたけれども、その後何か検討していただいたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

今、谷口議員がおっしゃったように、子供たちの様子がどういうものかということで、各学校において、暑いときのなんですけれども児童・生徒の様子、状況を聞かせてもらいました。状況は、やっぱり保護者の判断で対策グッズをしている子供もしていない子供も様々ですし、また、体質などによって適しているグッズなども児童・生徒それぞれであると。そのため、おのおの児童・生徒に適したグッズが必要であるのか、それとも不要であるのかも含めて、各家庭の判断に委ねるということでどうだろうかということで、各学校の校長からも聞かせてもらっています。

ただ、谷口議員もおっしゃったように、非常に暑くなるのが早い時期になってきますので、今年度も、令和5年の5月8日、連休明けにはそういう通知文を出しておるんですけれども、そういうのも来年度も早めに出して、その子供に合ったいわゆる暑さ対策グッズを活用してもらおうというふうに考えておりますので、現在のところ町のほうから暑さ対策グッズを配布することは考えておりません。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 昨年9月にもそういう答弁がございまして、体の体質は確かにあります。直接肌に触れるものだと、やっぱり体質によってはかぶれたりとかということはあると思います。それで日傘というのを提案させていただきました。直接肌に触らなくていいというだけです。逆に言うと、ちょっと1年生の子に持たせると、それを振り回して遊ぶ可能性も確かにあります。危険だということもあるんですけれども、学校のほうでそういう指導をしていただいて差せば、暑さが和らぐと。

屋根があるだけでも5度、10度と多分下がりますので、体感が、それだけでもやっぱりかなり体に与えるリスクというのは減ると思います。そういうことで日傘というのを提案させていただいたんですけれども、そういうお考えというのはありませんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

今、谷口議員が言われたようなことも含めて、再度、各学校の様子ですね。子供たちの状況、様子を聞かせてもらって、その上で考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 早速に、1年生ができれば登校する前に、そういう状況を確認していただけたらと思います。

それでは、次に、飲み水、これも前回の9月の議会のほうで質問をさせていただきました。

今、学校に通っている子供たちはほとんど水道の水を飲まないということでした。先日、ちょっと孫に話を聞いたところ、どうしてもものが渴いて我慢できないんで思わず水道の水を飲んだと言っていましたけれども、どうも今の子供たちは家でも多分、家庭でもペットボトルから水を飲む。親ももう水道じゃなくてペットボトルを出して水を与える、そういう状況になっています。僕らの頃は水をお金で買うというのはほとんど考えられなかった時期なんですけれども、今の子はもう普通にお茶、お水をペットボトルで買って、それを持って歩くという状況です。

9月のときにもお話しさせていただきましたけれども、多い子だとかばんの中に1日2本ペットボトルを余分に入れていくと。学校へ行くまでに水筒の水がなくなります。ペットボトル1本を学校で飲みます。帰りにペットボトルもう1本を飲んで帰ってくるということで、ランドセルの中がかなり重いです。1回持ちましたけれども、こんなに自分のとき重たかったかなという気はあるんですけれども、今かなり重いです。

そういうことで、9月のときにウオーターサーバーだとか浄水器の設置ということを質問させていただいたときに、学校の状況というのも一度確認しますという教育長の答弁がありましたので、そのことについてどういう、確認していただいた内容等についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

今、議員のほうからおっしゃられたように、各学校の暑い時期の子供たちの給水等についての状況を各学校長から聞かせていただきました。その中で、ウオーターサーバーや浄水器の設置については、維持また補充、衛生的な管理等をどうしていくか、そして、本町の各小・中学校の水道水は飲料水として適しているということより、現在のところ必要ないのではということでした。

夏の9月議会後も聞かせてもらい、先日の校長会でも聞かせてもらって、全小・中学校長に聞かせてもらった結果、同様の見解でした。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 多分、学校はそういう答えであるなというふうには思います。

そのために、前回、教育長のほうで水質検査というのを全部されました。その上で、飲んででもいいよというのは多分、子供たちに周知はされていると思うんですけれども、やっぱりそれでも飲まない。何かしらやっぱり抵抗があるんだろうなという、通常、小さいときからペットボトルの水というので多分皆さん育ってきているんで、それを飲む

というのが多分常套化していて、僕らの子供の時代には、基本的にもう逆にひねって水入れて飲むというのが通常でしたけれども、今の子供はやっぱり冷蔵庫を開けてペットボトル出して水飲むというのが通常ですので、いくら飲み水としてできていますということになったとしても、多分飲まないんだろうなというふうに思います。

学校としては、確かに維持管理は大変だと思います。ウオーターサーバーにしろ入替えはありますし、どれぐらいの量が減るかによって、残った分を極端なことを言うと捨てないといけないとかいう可能性もありますし、そういうので維持管理は確かに難しいと思いますけれども、子供たちにそこまで、ペットボトルを2本、3本と持って学校に來いという話になるのか、いや、やっぱり水道の水を飲んでくださいと今度また改めて依頼というか、子供たちに話をするのかという判断というのは当然必要だと思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 今の議員のお話のとおり、子供たちの状況が一番だと思っていますので、その状況をしっかり踏まえて、再度学校長に聞かせてもらい、やっていきたいなと思っていますが、ただ、先ほども言ったように、ウオーターサーバーや浄水器の維持・補充、衛生的な管理、それから、飲料水は飲める、適しているということです、そのあたりを踏まえて学校長と意見を詰めて、検討していくかどうかを考えていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） やっぱり子供たちの意見というのが一番だと思いますので、その管理、維持というのは当然学校側の先生方、そこに勤めている方の仕事になると思いますけれども、子供たちがそういうペットボトルを持ってこなくてもいいように、行き帰りの水筒だけで事が足りるようなという対策というのをぜひお願いしたいなというふうに思います。

それでは、次に、小学校、保育所のプールについて質問させていただきます。

これも昨年の9月の議会の折に質問させていただきました。昨年は、11月に各学校の3年生がスポーツクラブに、何回ですか、4回とか5回行かれたんですかね。ということで、最後には何か服を着て、そういう訓練もあつたというふうには聞いていますけれども、多分、今の状況でいくと、今年はそのスポーツクラブに行く学年が増えてくるんだろうなというふうには予想はしています。とはいえ、やっぱり、せっかく自分の学校に立派なプールがあります。やっぱりそのプールを利用して本来ではないかというふうに思います。

9月の議会のときに、屋根はちょっと大変かなという思いがあつて、テントだとか、要は遮光ができる、私たちが子供の頃ですらプールサイドは暑いんで走っていました。やけどするとかいうんで。ところが、今のプールサイドは現実的にやけどをしている子

供が見えるようです。そこで、やっぱり遮光をしていただくと、それだけでも5度、10度と下がりますので、外にもそういう遮光がしてあったらいいことができるということです。ですので、どうか、何とか遮光という面で、常時、常設というのは多分難しいんだろうなというふうには思います。

テントだとかそういう遮光の布というか、いろいろ要素はあると思うんですけども、費用的にもかなりかかるんだろうなというふうには思いますけれども、その辺を踏まえて、何か検討していただいたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

9月議会のときに、小学校のプールにおける屋根の設置あるいは日陰をつくる設備の設置についてということをお話しさせていただきました。そして、その後、様々な事例を調べさせてもらいました。

公の施設に設置するとなれば、先ほど議員もおっしゃったように、安心・安全かつ丈夫で維持できるものとなるとかなり大がかりで、非常に費用がかさむものになるということが分かってきました。そのため、現状では設置には進んでいないというようなところです。

ただし、そういうのを断念するのではなくて、様々な方法、またほかの方法が、工法等もないのかを検討していきたいなと思いますし、先ほどプールサイドのこともありましたので、プールサイドの改修等も各小学校でやっておりますので、そのあたりも進めてやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 今、教育長のほうからお話をいただきました。確かに、費用はかなりかかる。また、特に小学校のプールですと大きいんで、もし屋根か何かをつけるにしても、柱をかなりの本数つけないと多分固定ができません。1年中つける必要は多分ないと思うんで、夏の暑い時期、それも最近は暑いのが早くなってきていますので、プールをやる間だけということになると7月いっぱいぐらいになるのかな、多分、夏休みは今、学校水泳というか夏休みの水泳がありませんので、本来そこですと7月から8月までというのがあるんですけども、8月、できればPTAの関係があつて休みにできないという状況があるんですけども、そうすると学校水泳の間だけでも何かをできるような方法というのを、ぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。

それで、まず次に保育所のプールなんですけれども、これは前回、9月の議会で私、通告書に入れませんでしたので、要望だけで終わりました。今回、プールの遮光について一番お願いしたいのはこの保育所なんですけれども、保育所は、多分ご存じやと思いますけれども小学校に比べて半分以下、小さいです、かなり。本当に未満児の方の水の遊びというと、必ずどこの保育所でも屋根から遮光を下ろして、そこでプールを造って、

そこでやられています。ところが、外に設置されているプールというのは今何もされていません。

前回、9月の議会のときに、通告書を出してからたまたま保育所の先生に聞いたんで、どういうふうにされていますかと聞いたときには、小さい分だけ水温がすぐに上がるんで、常時水を入れていないと水温がすぐに上がっていくんでどうしようもないと。子供たちはと言ったら、子供たちはなるべくもう外にいてないように、プールに入っているときは浸かっていなさいという指導をしていますという話を聞きました。もし、そこに遮光がついたらどうですかと言ったら、それは助かりますと言われました。

また、通告書を出した後でしたんで要望という格好で、今回も同じことをお聞きするんですけども、私もいろいろ保育所を見てきて思ったんですけども、保育所のプールって割と建物に近いところに設置されているんですよね。小学校のプールみたいに単独でどんとあるわけじゃないんで、極端なことを言えば、屋根のところにロールのやつをつけておいて引っ張り出せば遮光になる保育所が幾つかあります。

設置にもそんなに多分費用はかからないんじゃないかなというふうに思いましたんで、できれば保育所はぜひそういう遮光について前向きに検討をお願いしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 先ほど谷口議員仰せのとおり、保育所のプールというのは小学校のプールに比べますと面積的にも大変小さいというふうなところで、また、建物に近いところにプールも設置しておるところ、そうでないところの保育所もございしますが、そういった面で、こちらのほうも前回の御意見を賜りまして協議をさせていただいた結果、この令和7年度におきましてプールへの、ちょっと簡易的な形にはなりますが、安全性を考慮した中で遮光用のシェードというのを設置していきたいというふうに考えておりまして、予算のほうも7年度当初予算のほうに計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 早急な対応、ありがとうございます。

確かに、今言われた違うところの保育所というのは多分下外城田やと思う。下外城田だけ建物とプールが45度で傾いているんですね。あそこはなかなか、建物から遮光を出すということは多分難しいんで、あそこだけは多分柱を立てないとできないかなというふうには思うんですけども、ほかの3つは結構建物と並行に設置されていますので、距離は違えどかなり工法としてはやりやすいのかなというふうには思います。

多分、外城田の保育所が一番やりやすいんじゃないかというふうには思いますけれども、その辺、早速令和7年度の予算で入れていただいたということですので、多分保育所の先生方も喜ぶんだと思います。ぜひ、令和7年はできれば暑くなる前、今年の7月のプール遊びを開始する前にはそれをぜひお願いしたいんですけども、その辺はどう

でしょうか。

○議長（小林 豊） 保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 谷口議員仰せのとおり、やはり設置するとなればプール遊びの時期までには何とか間に合わせなくてはというところで、一応こちらの保健福祉課としても考えておるところでございます。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） よろしく願いをいたします。

どういふものを設置されているか、私も近く、今年4月で一応一番下が保育所を出てしまうんですけれども、いろいろちょっとどういふものを設置されるか、また見に行かせていただきますので、よろしく願いをいたします。

では、最後になりますけれども町営プール、これも前回ちょっと9月の折に要望ということで、改修をしていただけませんかという話をさせていただきました。改修という意味でお願いをしたんですけれども、現在、玉城町営プールは深いところで1メートル50ぐらいあるんですかね。浅いところでも1メートル二、三十あります。

この間というか、先週かな、新聞を読んでいましたら、他県ですけれども、小学校で通常使っているプールが機械の故障で使えなくなって、中学生が使っているプール、1メートル30ぐらいのプールですかね、行ったときに溺れて亡くなったという記事がありました。

管理者の教育委員会が罰則を受けていましたけれども、確かに子供たちにとって足が届く、届かないというのは非常に安心感について違います。本当に小さい子がいたときは、多分大人が本当にちゃんと見ていないと使用はできないんだろうなと思いますけれども、そうすると、今の町営プールは限られた方にしか多分使用できない状況になっています。

私がお願いした小学校のようなプールというのは25メートル、小学生が使いますのでそんなに深くないです。1メートルから1メートル20ぐらいになるのかな、深いところでも。あと、もう一つ隣にさらに小さい低学年用のプールがあります。そういうことで、やっぱり小さい、誰でもが利用できるような、小学校のプールは基本的に夏休みは使えませんので、そういう子供たちが町営プールに来て水泳ができるような、そういう環境というのはやっぱり要るんじゃないかなというふうに思います。

これもちょっと9月のときにお話しさせていただきましたけれども、大紀町は今、温水になっています。それで、毎年赤字だそうです。1,100万とか1,200万でしたかね、灯油代がありますんで。そこまでしてやるんですかと聞いたときに、いや、町民の方の健康のためにはやるんですというお話をいただきました。そこまでのことをしてやられているところもあります。

今、確かにあの町営プールというのは、村山龍平翁に寄贈していただいたというのはあるんですけれども、使用される方が極端に少ないプールを置いている意味というのは

多分ないんじゃないかというふうに思います。それだったら全部改修するのか、もう一つ、水深を上げるために下を埋めて水深を上げる。途中で切って、深いほうと浅いほうを造って幼児の子ができるところ、もう少し高学年の子ができるようなところということをする手もあるのかなと。そうすると、多分お年寄りなんかもそうですけれども、プールの中を歩くという運動をされている方が多く見えます。スポーツクラブへ行っても泳がずに、プールの中を何往復も歩いているという方が見える。そういう方にも多分利用していただけるんじゃないかなというふうに思います。

今の水深ですと、なかなかそれは難しいんだろうなというふうに思います。できれば、そういう水深の浅い、そういうプールにして、町民の方が誰でも利用できるようなプールに改修というお考えはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 教育委員会事務局 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 町営プールにつきましては、議員も御存じのとおり昭和12年に村山家から玉城町に寄贈されております。当時は三重県内唯一の50メートルプールであったというようなことを聞いております。また、例年、小池流の保存会の伝承の場としても使用されておまして、小池流につきましては、立ち泳ぎで深さが必要になってくるという泳法でございます。

そのような見地から、現状の形を維持することも大切と考えておりますので、今のところ大きな改造という考えはございませんが、小さいお子さんなんかですと、よそのプールを見てみますと50センチぐらいの台を下へ沈めて浅くするという方法もございますし、浮きなんかで仕切ってそういう場を造るということも考えられますので、改造というわけではないですが、そのような方法も考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 確かに、小池流の皆さんもあそこを利用されています。とはいえ、逆に言うと小池流の方しか利用されていないんじゃないかというふうに私は思います。

一般の、今言われた下に下駄を履かすという方法は確かにあります。それを本当に常時入れてやるのかというのものもあるんですけども、やっぱりいつ行っても安心して利用できるという面から考えると、水深そのものをもう浅くする必要がある、やっぱりしたほうがいいんじゃないかと私は思っていて、そういう提案をさせていただいたんですけども、さらに要望するならば、温水にしていだきたいなという思いもあります。

先ほど大紀の話をさせていただきましたけれども、年間1,200万ぐらいの赤字を出してもそれで温水にしていると。そこはB&G財団のお金を使っています。昨年も三十幾つかの自治体がB&Gに申請を出しています。二十七、八かな、通って、今それを基にして改修したりリニューアルしたりということがされています。そういうB&Gの資金というのをを使う手もあるのではないかなというふうに思います。

町の財政だけでやるというのは、確かにかなりのことになると思いますけれども、そういうことも考えて、できればプール、それをすると町外の方も利用できますし、プールの授業そのものも別に7月にする必要は何もなくて、6月からスタートして9月までもやろうと思ったらできます。だから、期間が延びるんで、そういう面からすると非常に利用が逆にしやすいのかなというふうに思います。

すぐにとというのはとてもじゃないけれども無理なんですけれども、そういう方向で何かしら検討ということをしていただくのはどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） いろいろご提案をいただきましたので、貴重なご意見として承っておいて、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 谷口議員。

○6番（谷口 和也） 今、参事のほうから答弁をいただきました。

これからやっぱり各学校で、夏休みの水泳というのができないという状況になってきます。現在もやっていませんけれども。そういう面から考えても、やっぱり町営でそれをやるということも一つの方策ではないかなと。

皆さん、スポーツクラブに行ってくださいというのもどうかと思いますので、その辺も考えていただいて、なるべく前向きなる検討をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（小林 豊） 以上で、谷口和也議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩とします。再開は11時1分をお願いしたいと思います。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（小林 豊） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

〔7番 井上 容子 議員登壇〕

《7番 井上 容子 議員》

○議長（小林 豊） 次に、7番 井上容子議員の質問を許します。

7番 井上容子議員。

○7番（井上 容子） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

今回は、社会教育施設の今後についてでございます。

社会教育施設については、国からのデジタル機能強化支援を活用するなどして時代に合った設備にすることはもちろん、今までとは違う価値観によって各施設の役割も変

わってきております。

今回は体育施設についても項目に上げておりますが、スポーツも社会教育の一つでありますので、社会教育施設の一つとして質問項目を上げさせていただきました。

玉城町では、社会教育施設にどのような機能を持たせ、地域でどのような役割を担っていくか、今後の計画を伺います。

まずは1つ目、体育施設について、4つに分けて質問いたします。

お城広場の屋内体育施設の代わりになるものを建設する計画が本格的に始まります。スポーツで利用することは当然ですが、大規模災害が発生したときの避難所としての役割も念頭に置いて進める必要があると考えます。

国土交通省でも、災害時に強い体育設備の建設には補助金を投入して後押ししております。避難所運営も念頭に置いて体育館の計画を進める必要があると思われます。玉城町としての考え方を伺います。

○議長（小林 豊） 井上容子議員の質問に対し、答弁を許します。

山村教育長。

○教育長（山村 嘉寛） 質問にお答えしたいと思います。

今現在計画しております新体育館につきましては、まだ基本構想段階であります。しかし、スポーツ振興のための体育施設としてだけでなく、イベント時や災害時のことを考慮してユニバーサルデザインを採用し、バリアフリー化に取り組む構想となっております。

特に災害時に関しては、突発的な避難に有効的に活用するためのインフラ整備や周辺施設との連携も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 災害時に利用することを念頭に置いた設備は、日々新しいものが開発されております。まだまだ先ということですが、ＬＰガスを利用した空調とか発電設備の採用が主流となっておりますが、もしかしたらもっといいシステムが開発されているかも分かりません。

そういったものは設計後でも採用できるのかも分かりませんが、例えば災害用備蓄庫や災害時に使えるようにシャワー室を設置したり、救援物資の受入れ作業がスムーズに行われるような道と建物との位置関係などは、設計が始まる前に検討が必要であると考えます。

防災ボランティアさんや防災関係のアドバイザーさんなどから意見を聞く時間も必要かと思いますが、まだ先ということでしたら、意見を聞くために具体的にはこういったスケジュールを考えておられるかお聞かせください。

○議長（小林 豊） 教育委員会事務局 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） スケジュールということですが、令和3年度に

基本構想が出来上がりまして、今年度の12月補正にて用地の測量の予算をお認めいただいたところでございます。

用地測量につきましては、今年度と来年度で終了をしたいと考えておりますが、来年度において用地買収に着手できればなということで考えております。その後、基本計画、そして実施計画という運びになりますので、少し先のお話になるかと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは、災害に利用するための意見を受けるイベントというんでしょうか、ワークショップとかの開催はこれから十分にしていけるということで考えてよろしいでしょうか。

では、次の質問に移りたいと思います。すみません。循環型のトイレの設置のスペースを確保したり、災害時に活躍する設備を採用できるような土地の使い方もその期間の間にご検討いただきたいと思います。

では、2つ目のにぎわい創出について質問いたします。

通告書には東北のある町の例を挙げさせていただいたのですが、玉城町でバレーボールの世界大会のできる体育館を造るという提案をしていると誤解されてしまったようです。

そうではなくて、体育館を中心ににぎわい創出の仕掛けづくり、まちを訪れる人を増やすまちが増えてまいりました。人を呼ぶイベントができる体育館の周りに商業施設や交流施設を造って、人のにぎわいにつなげているようでございます。

玉城町でも、今回の体育館建設をまちのにぎわい創出の一助とする計画はあるのでしょうか。具体的にあればお伺いいたします。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） そもそも、屋内体育館の老朽化によりまして代替の体育館を建設予定でございます。

議員言われるまちというのは岩手県の紫波町さんやと思いますが、あのような複合施設と一体となった施設の建設というのは非常に困難かなと思います。しかしながら、にぎわいの創出を図るために、これまでの体育館の役割のみを担う施設ではなくて、中央公民館との複合化、または新たな交流機会を創出できる施設とすることで新体育館が町の魅力となって、定住人口を増やすための一端が担えるかなと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 計画を変更するのは、大規模なものを造るのは難しいということだと思うんですけども、昨日、町長が冒頭にご挨拶で発言されておりましたように、町が100年先まで続いていくようにするには、ただ住民の要望に応じて箱物を造るだけでなく、にぎわい仕組みとかもうかる仕組みも同時につくっていく必要があると思っ

ております。

かなりの時間が、これからまだ先に時間がかかるということでしたけれども、まちづくりの課や産業振興の課ではどのように考えておられるかお伺いします。

○議長（小林 豊） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 井上議員からご質問のありました、にぎわいのまちづくりという点でございます。

この岩手県紫波町さんに限らずなんですけれども、今、民間活力、民間の能力を活用したまちづくりというのが盛んに行われているところでございます。片仮名が多いんですが、PPPとかという、パブリック・プライベート・パートナーシップというふうな考え方の下で、携わるみんなで盛り上げていきたいと思いますというふうな方策を取られておるのがこの体育館の周辺の複合施設だという認識をしております。

今現在進めておりますのは、町営の体育館を造りましょうということではしておりますが、先ほど、井上議員ももうご承知のとおりですが、非常に大きなプロジェクトになってまいりますので、こういった考え方というのは参考にしていきたいと思います、この先ですね、という考え方はあります。

ただ、今直ちにじゃ来年度、再来年度から実施をできるかという、この紫波町さんもそうなんですけどキーマンが出てきたりとか、キーとなる会社ができたりとか、非常にうまくまとまっておるんですが、そこへたどり着くには非常に大きな力が必要だな、お金も必要だなというふうに考えておりますので、大変、この公民連携ということに関しては今後推進をしていくべき事柄であるというのは十分認識をしておりますが、直には対応というのが今現状、今はしばらくかなというふうな状況であるということでございます。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 産業振興課 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 井上議員おっしゃられるように、確かにスポーツと観光とかにぎわいはとてもマッチすることやと私も考えます。

例えば、一つの例を申しますと、今年度かな、教育委員会で400人ぐらいが集まるようなバドミントンのイベントがあったんですね。そのときに教育委員会からの申出で、玉城町をPRするような何か販促品はないかということで、私のほう、2合パックのお米を皆さんにお配りして、ぜひ玉城町に来てくださいというPRをさせていただきました。

本当に胃袋をつかむような展開にならへんかなというふうに考えたんですが、このように教育委員会と連携しながら、イベントがあるときにはそういうふう、こちらへ来てもらえるような仕組みも考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 町民の皆さんに必要な施設を造っていただけることはありがたい

んですけども、さっきおっしゃられたように、これから先にある行事にも目を向けて計画づくりをお願いしたいと思います。

10年後の令和17年、西暦で2035年には、三重県で国民スポーツ大会が予定されております。

3つ目の質問に移りますが、三重県では昨年、第89回国民スポーツ大会の開催地として内々定を受けていました。ちなみに、国民スポーツ大会は、国民体育大会（国体）が昨年の佐賀大会から国民スポーツ大会（国スポ）と名前が変わったものです。

コロナで中止になった2021年大会のときに、玉城町は競技の開催地になっていませんでしたが、2035年まではまだ時間がございます。玉城町で盛んな、またはこれから力を入れていこうと予定している競技の開催地を目指した施設にすることはできないでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 10年後に向け、開催地を目指した施設というお話でございますが、先ほども答弁させていただいたとおり構想段階でありますので、貴重なご意見として賜り、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 2021年に予定されていた、とこわか国体のときは、弓道開催地に手を挙げる意見があったというふうに伺いました。

町立体育館の3階に、車椅子でも利用できる弓道場があるまちもあるようです。弓道でなくても開催予定地になれば、地元開催の国体、国スポに選手として出場したいと目標にされるお子さんも出てくるでしょう。選手育成ということも考えれば、10年という期間はまだまだ先の話ではありません。開催が決まれば、強化練習会で繰り返し選手や関係者が訪れてくださることも考えられます。にぎわい創出や、子供たちが強い選手を身近に見られる機会をつくることにもなります。

せっかく体育施設を造るのですから、国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会も視野に入れて計画を進めていただければと思います。

それでは、体育館について4つ目の質問に移ります。

三重県でインクルーシブ体育館は北勢地区と中勢地区に2つしかないと記憶しておりますが、パラスポーツ、障害者スポーツの南勢地区の拠点として、三重県と協力して建設することも一つの方法でないかと思います。

先ほど申し上げた全国障害者スポーツ大会も10年後に開催予定ですし、障害があっても使いやすい設備というのは東京オリンピック・パラリンピックを境に改善されてまいりました。

そこで、インクルーシブ体育館について3点伺います。

パラスポーツ、障害者スポーツをみんなで楽しむことで障害への理解を深める学習が

全国的に盛んになってきております。パラスポーツは障害のある人しか楽しんではいけないと誤解されている方が多いのですが、障害のある、なしにかかわらず、一緒に同じスポーツを楽しむことができます。

例えばですが、スポーツアクティビティー用車椅子を設置したり、玉城町内のイベントでよく使われているボッチャのコートラインを常設したりするなど、パラスポーツを普及させていくことは可能でしょうか。

○議長（小林 豊） 井上議員、先ほど今構想段階でという答弁があったと思うんで、なかなか答えにくいかなと思うんですけれども、どうですか。答弁できますか。

それでは、山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 今まだ本当に構想段階でして、基本構想ができた状態でございます。

先ほど弓道場のお話もありましたが、体育館に併設をして弓道場というのは図面に出ておりますけれども、それ以外のことについては、ボッチャのラインとかそういったこと、細くなってくるので、構想の段階でそれが載っているかということ載っていませんので、まだこれからのことになりますので、貴重なご意見として伺いをいたしておきます。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 体育館建設にかかわらず、インクルーシブスポーツ、パラスポーツを普及させていただくということは子供たちの学習にもなるかと思しますので、その点もまたご配慮いただければと思います。

人権教育で車椅子体験もいいんですけども、スポーツとして楽しみながら、ふだんから偏見なく利用できるような環境づくりも学習の一環でございます。近くで体験できる施設はございませんので、新しく体育館を造る機会にパラスポーツのできる環境づくりもスポーツ推進委員さんと共にご検討いただきたいと思います。

では、2点目に移ります。

障害者スポーツを提案させていただきますのは、障害当事者の方だけでなく、介助をする方もご一緒においでになることが多いことも理由の一つでございます。繰り返し利用する体育館であるからこそ集客も見込めると思うのですが、すみません、また産業振興やまちづくりの視点から見て、インクルーシブ体育館の設置はいかが思われますか、ご意見を伺いたいと思います。

○議長（小林 豊） 里中課長。

○産業振興課長（里中 和樹） 井上議員おっしゃられるように、先ほども言いましたけれどもスポーツツーリズムという意味では大変大事なことでありますので、今後、教育委員会と協力しながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） まちづくり推進課 中川課長。

○まちづくり推進課長（中川 泰成） 私も井上議員と同様、皆さんが使っていただける施設というのはもうおっしゃるとおりだと思いますので、その方向に進んでいけばいいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 観光客を誘致しても、訪れるだけでお金を落としてもらえれば町が潤うことはございませんので、町外の方と一緒にスポーツを楽しむことだったり交流だったりをすることで関係人口を生み出すことにもつながります。体育館だから教育委員会だけでということではなく、町全体として計画に取り組んでいただければと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 辻村町長。

○町長（辻村 修一） いろんな町の活性化に向けて、スポーツを通して町おこしというのはいい視点ではないかなと、こんなふうに思っていますね。今も、玉城町の特性でございますけれども、例えば改善のグラウンドなりいろんなところの施設の利用は、近隣のまちから非常にたくさん訪れていただいとるというふうな現状もございますし、町のやはり地理的な特性を生かしているいろんな工夫はこれからも考えていくことが大事だなと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員、若干ちょっと通告からずれとるような気もするんで、修正のほうよろしくお願ひしたいと思います。

井上議員。

○7番（井上 容子） では、体育館について最後になります。

最初に申し上げたように、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会開催に向けて県でも動いていらっしゃいます。インクルーシブ体育館の南勢地区の拠点がないこともございます。玉城町には県立わかば学園もございますし、県と協力してインクルーシブ体育館建設を進めていっていただくことは可能でしょうか、お聞かせください。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 県との協力ということですが、実際、もう既に私どもから防衛省のほうと協議を進めておるところでございますので、いずれ県にもというお話になってくるのかなと思っています。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは、社会教育施設について2つ目の図書館の役割について、デジタルアーカイブ化、司書について、知の拠点としての役割、新設体育館への移転の4つに分けて質問させていただきます。

それでは1つ目、デジタルアーカイブ化についての質問です。

公共図書館は、本の貸出しを無料で行うこと以外に地域資料を保存・活用することも重要な役割です。資料をデジタル技術を使って記録したり管理するシステムをデジタルアーカイブというのですが、災害によって資料が失われる前にデジタルアーカイブ化を進める自治体は急速に増えております。

玉城町では、そういった予算が今まで盛り込まれていなかったように思います。かなりの時間と費用がかかるため、計画的に進めていく必要があると思うのですが、今後の予定を伺います。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 図書館利用のデジタルアーカイブに関しましては、井上議員おっしゃられたように多額の費用と時間がかかることから、現在まで予算計上したことはございませんけれども、時代の流れ等々を鑑みまして検討すべきことと考えております。今後の検討といたしたいと思っております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 例えばですけれども、図書館で禁帯出になっている貴重な資料も、デジタル資料にすればどこにいても閲覧することができます。タブレット端末が子供たちに普及しましたが、調べ学習も学校にない資料を参考にすることができるようになります。南海トラフの地震が起こる確率が高まった今、資料が失われた後では取り返しがつきませんので、早急に計画を立てていただければと思います。

それでは、2つ目の司書に関しての質問です。

町立図書館に司書を配置していただいたことはありがたいのですが、月曜日から木曜日の午前中だけで、常勤でないことは非常に残念です。司書の役割は図書の相談だけでなく、先ほど申し上げましたような地域資料の管理も含まれます。

玉城町では、学校図書との仕事を兼務して勤まるような仕事量ではないはずなんです。町としてどのように考えておられるか伺います。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 図書館司書と学校司書のことを申されておると思いますが、図書館司書に関しましては、現在週20時間の会計年度任用職員の1名を雇用しておりまして、月曜日から木曜日は図書館のほうで勤務をしております。金曜日のみは玉城中学校のほうで勤務をしております。

図書館と学校を兼務するような職ではないと考えられておられるようでございますが、当町のような小さな規模の図書館であれば兼務でも問題ないと考えておりますし、各学校1名は司書教諭が常勤しておりますので、学校のほうも特に問題はないと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 先ほどそれぐらいの仕事量はないというふうにお答えいただきましたけれども、司書の仕事は重要にもかかわらず、必要性を認識されていない自治体が多いのも事実です。しかし、先ほど申し上げました地域資料の保存というお仕事を考えますと、地域に根差した専門職員が担当することが重要であると考えます。

誰かしらスタッフが図書館の受付にいただけでよいとお考えかも知れないんですけども、図書館本来の役割を引き出すことができるような職員配置を検討いただきたいと思います。

図書館について、3つ目の質問です。

知の拠点、知識の拠点としての図書館づくりについて伺います。

今年度の中学生議会で図書館を大きくすることについての質問があり、答弁を私が担当させていただきました。その中に、受付や図書館内の話し声が気になって集中することが難しいという内容があり、私からは、うるさいときは係員が注意し、利用者のモラルを高めるお手伝いができればと思いますと答弁させていただきました。

しかし、この年明けに図書館とまちづくりに関する研修に私、参加いたしまして、現在の図書館はしーんとした場所というわけではないということを知り、驚きました。うるさいときはモラルの問題で注意することも必要なのかも分かりませんが、図書館の本来の姿は知識の拠点であって、静かに本を読んだり自習するためだけの場所ではないということでした。

玉城町でも、しーんとした図書館を目指すのではなく、議論し合ったり、静かにできない特性を持った人も利用しやすい図書館を目指すよう変えていくことはできないでしょうか。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 玉城町の図書館につきましては、ご存じのとおりですが令和5年度に改修を行いまして、現在のフロアの広さの面積となっております。その際に、本を読む場所が確保できるようになったと記憶しております。

図書館を見ていただければご理解いただけたと思いますが、小さな図書館ですのでこれ以上のスペースを確保は難しく、討論などができる場所とすることは困難であると思います。したがって、しゃべっている子供がいれば静かにしてくださいねという注意を促すのが、これぐらいの規模の図書館であれば当たり前かなと思っていますので、ご了承ください。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 改修されたときのお話もありましたが、読み聞かせ用のスペースを採用した時点で、しーんとした空間をつくる図書館ではないのかなと思いました。話し声程度が気になるのであれば、ノイズキャンセリング耳栓を使うなど利用者の

ほうで工夫していただくような提案をしていくことも社会教育施設の役割であるそうです。

ほかの市町の図書館でビブリオバトルをはじめとした図書館でのイベントが活発なのは、やはりしーんとした図書館ではないことの表れだと思います。町民の意識改革もお手伝いいただければと思います。よろしくお願いします。

図書館について、それでは4つ目に移ります。

最近の図書館は、特性のある方が落ち着くスペースであるカームダウンルームや、静かでないでと落ち着かない人の自習スペースを別で準備されているようです。中学生議会での要望も、図書館を大きくすることを提案されていりました。今ある図書館は自習や読み聞かせに特化して、新たに造る、先ほどの体育館に図書館を併設する方法も考えられると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） ご質問内容につきましては、新体育館に係るものかと思っています。

先ほどから申し上げておりますように、現在構想段階でありますので、貴重なご意見として承りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 意見としてだけということでしたらもう一つ、教育委員会の事務所を新たな体育館に移転させて、村山龍平記念館の1階を全て図書館にし、閲覧室やイベントスペースを造るなど、時代に応じた図書館の使い方ができるかと思っています。新たな体育館は社会教育施設が集中した場所になりますので、教育委員会の移転に問題はないと思いますので、その辺もご検討いただければと思います。

それでは、3つ目の質問に移ります。

文部科学省では、社会教育施設の官民連携やデジタル化推進に積極的に支援をする姿勢を取られています。近隣でも、図書館の営業を民間に委託したり、ショッピングセンターに公民館を設置したりと官民連携が進んでまいりました。デジタル推進も、オンライン予約の導入は近隣でも進んでいるのではないのでしょうか。

しかし、利用者が慣れるまでの期間はアナログ方式も並行するために仕事が増え、そのための職員の確保も必要になってまいります。人手不足が深刻化する前に、デジタル化を済ませる必要もございます。玉城町として、民間委託やデジタル化についての計画を伺います。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 社会教育施設の官民連携、デジタル化推進のご質問だと思いますが、既にご承知のとおり、玄甲舎に関しましては令和2年から民間委託を行っております。令和5年度からは中央公民館を民間委託し、連携を図っているところでご

ざいます。

また、今後につきましては、各施設での施設予約、それから設備予約ですね。これらをデジタル化して、使用料等のキャッシュレス化も図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 私、先ほどアナログ方式と並行するための仕事が増えた場合の職員の確保についてもお聞かせいただきたかったんですが、その辺は町長のほうから伺えばよろしいですか。

○議長（小林 豊） 井上議員、それっていうのは通告にはないと思うんやけれども、職員の配置やそういうことは。

○7番（井上 容子） では、次に進みます。

○議長（小林 豊） はい。

○7番（井上 容子） 図書館のところでもお話ししました地域資料のデジタルアーカイブ化は、地域の文化、冠婚葬祭の道具のデータや方言や歌の音声データも含まれてまいります。

昨年でしたか、教育委員会の事務局職員さんが、原地区の石仏庵についてデジタルデータ化して発表されていたと思います。様々な角度から立体的に見ることができて、大変感動いたしました。

せっかくそういう技術を持った職員さんが配置されているのに、デジタルアーカイブ化に着手せずにほかの仕事で忙殺されているということは非常にもったいないことでございます。住民サービスも必要ですが、地域資料が失われる前に保存することも公の重要な仕事でございます。利益を生まない仕事は民間にしてもらえませんので、町で進めていかないと誰もしてくれません。

デジタルアーカイブ化について、きちんと予算をつけて取り組んでいていただきたいと思います。図書館のときにもご答弁いただきましたけれども、図書資料以外でのデジタルアーカイブ化についての予算をつけて取り組んでいただけることはお考えいただけるのでしょうか。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 図書館に貯蔵しております地域資料の外部化という問題ですが、そちらをやらなければならないというのは少し前から教育委員会のほうで考えていることだと思います。

それに関しては、今の司書1名では足りないということになってきますので、そのあたりの人員的なことも踏まえながら今後予算化していきたいと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） では、4つ目の質問に移らせていただきます。

社会教育施設について4つ目です。

村山龍平記念館について伺います。

博物館法の一部が改正されて2年ほど経過いたしました。主に登録制度の見直しがあったと思うのですが、記念館の博物館登録について、町としての検討や教育委員会内での議論はされたのでしょうか、お聞かせください。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 特に議論はしておりませんが、文部科学省の博物館登録簿に登録されている博物館というのと、博物館相当施設とそれ以外と分かれております。3つに分かれておりまして、それ以外の施設に村山龍平記念館はなります。

それ以外に含まれるということは、博物館法の適用除外となります。その点をご理解いただきたいと思います。

そして、また、博物館相当施設として登録する場合においても、展示ケース内の温湿度管理ができる設備が必要になることや、高齢者や障害者に配慮した施設でなければならないためバリアフリーでエレベーターが必要になることや、その他もろもろの基準があり、相当施設としての登録も困難と考えております。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 構造が登録できない理由であるのでしたら残念なんですが、ちなみに今度、小林政太郎邸をオブラートの歴史の展示に使われることを検討されていると思うんですけども、こちらは登録できるような施設になるのでしょうか。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 先ほども申し上げましたが、博物館法にのっとって博物館として登録することは可能だと思います。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） それでは、村山龍平記念館の社会教育施設としての今後の役割を伺います。

村山龍平記念館という名前ではありますけれども、玉城町の地域資料がたくさん保存されている施設でございます。そのあたりも踏まえてご答弁をお願いします。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 村山龍平記念館につきましては、村山龍平翁の功績をたたえるために建設され、村山家から多額の寄附を受け、昭和58年に開館をいたしました。それ以降、村山龍平翁の顕彰と当町の文化発展のために、修繕や改修を繰り返しながら現在まで維持してまいりました。

また、展示室の半分につきましては、四季折々の特別展などを開催し、文化発展のために努力していきたいと今後も考えております。よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 田丸城を国の管理にすることも大切なんですけれども、村山龍平記念館に収蔵されております貴重な歴史資料を管理する場所として機能させていただくことも考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。例えば、発掘した地域資料とか、そういうことの資料の整理とか、地域資料の展示を積極的にしていくとか、そういう役割を担うことはできませんでしょうか。

○議長（小林 豊） 山下参事。

○教育事務局長（山下 健一） 発掘物の資料作成などにつきましては、今現在、会計年度任用職員を3名雇用しております。展示室の奥の作業部屋と、それから収蔵庫で作業を行っていただいております。去年も展示をさせていただきましたが、学芸員さん3名ですけれども、その方たちが展示物を展示していただいたという経緯も実際ございますので、何もしていないわけではございませんので、よろしくお願いします。

○議長（小林 豊） 井上議員。

○7番（井上 容子） 昨日、町長から令和7年はシビックプライドの醸成をというお言葉がございました。地域貢献する意識を醸成していくという意味ですけれども、さらに地域資料の保存のために町民の皆様にご協力いただける機運の醸成がなされることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小林 豊） 以上で、井上容子議員の質問は終わりました。

これで本日予定しておりました日程は、全て終了しました。

お諮りします。

来る3月6日は、一般質問2日目及び提出議案に対する質疑を予定しておりましたが、一般質問が本日で全て終了し、また、提出議案に対する質疑の通告もありませんでしたので、3月6日は休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、3月6日は休会とします。

暫時休憩します。

（午前11時45分 休憩）

（午前11時46分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

提出された議案のうち、会議規則第39条第1項の規定により、議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正について及び議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての各議案を総務産業常任委員会へ、議案第2号 玉城町文化財等管理基金条例の制定について及び議案第10号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について並びに請願第1号 小中学校給食費の無償化を求める請願について及び請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について

の各議案を教育民生常任委員会へ、議案第16号 令和6年度玉城町一般会計補正予算（第8号）ないし議案第33号 令和7年度玉城町下水道事業会計予算の各議案を予算決算常任委員会へ、議案付託表のとおりそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、議案付託表のとおり付託することに決定しました。

お諮りします。

議案精査のため、明日3月6日から3月13日まで休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、明日3月6日から3月13日まで休会とすることに決定しました。

来る3月14日は午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時49分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会副議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員